

## 安全保障理事会決議 2353 (2017)

2017年5月24日、安全保障理事会第7948回会合にて採択

安全保障理事会は、

南スーダンに関する安保理の従前の諸決議および諸声明、とりわけ諸決議 2057 (2012)、2109 (2013)、2132 (2013)、2155 (2014)、2187 (2014)、2206 (2015)、2241 (2015)、2252 (2015)、2271 (2016)、2280 (2016)、2290 (2016)、2302 (2016)、2304 (2016) および 2327 (2016) を想起し、

南スーダンにおける事態は、同地域の国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを認定し、

国際連合憲章第7章の第41条にもとづいて行動して、

1. 決議 2206 (2015) の第9項および12項により課された措置を2018年5月31日まで更新することを決定し、そして決議 2206(2015)の第10項、11項、13項、14項および15項の諸規定、並びに決議 2290 (2016) の第8項、9項および10項の諸規定を再確認する。

2. 決議 2290 (2016) の第12項のサブパラグラフ(a)、(b)、(c)、(e)および(f)に定められた専門家パネルの職務権限を2018年6月30日まで延長することを決定し、そして専門家パネルが、委員会との議論の後で、2017年12月1日までに中間報告書を、2018年5月1日までに最終報告書を、またこれらの報告書が与えられる月以外の月に、各月の最新情報を、安保理に提出すべきことを決定し、また遅くとも2018年5月31日までに職務権限を再検討しそして職務権限の更なる延長に関して適切な行動をとる安保理の意図を表明する。

3. この問題に引き続き取り組むことを決定する。